

令和6年
11月施行

フリーランス法への対応、できていますか？

奈良労働局 雇用環境・均等室

令和6年11月1日に施行された「フリーランス法」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）では、フリーランスの方との業務委託取引について、①取引の適正化と②就業環境の整備の2つの観点から、発注事業者が守るべき義務と禁止行為を定めています。

①取引の適正化	取引条件の明示、期日における報酬支払い、発注事業者の禁止行為
②就業環境の整備	募集情報の的確表示、ハラスメント対策に係る体制整備、育児介護等と業務の両立に対する配慮、中途解除等の事前予告と理由の開示

ここでは、「就業環境の整備」について事業者の義務の内容を簡単にご紹介します。
もうすぐ施行から1年を迎えるにあたり、フリーランス法に対応できているかを確認しましょう！

①募集情報の的確表示

広告等により業務委託の募集情報を提供するときは、虚偽の表示 又は誤解を生じさせる表示をしてはいけません。

- ☐ 事業者の氏名又は名称、住所、連絡先、業務内容、業務に従事する場所、報酬を掲載している
- ☐ 正社員・パート等の雇用契約を前提とした募集ではなく、業務委託契約であることを明記している
- ☐ 募集を終了した又は内容を変更した場合は速やかに提供を終了 又は最新の情報に更新している

②ハラスメント対策に係る体制整備

業務委託におけるハラスメントの防止についての体制整備を講じなければなりません。

- ☐ ハラスメントを行ってはならない旨の方針を就業規則等で明確にし、すべての労働者に周知している
- ☐ ハラスメントに関する相談窓口をあらかじめ定め、すべてのフリーランスに周知している

③育児介護等と業務の両立に対する配慮

6ヶ月以上の業務委託を受けるフリーランスが申し出た場合、育児介護等と業務を両立できるよう、必要な配慮をしなければなりません。

- ☐ 配慮の申出が可能であることや、配慮を申し出る際の窓口・手続き等を周知している

④中途解除等の事前予告と理由の開示

6ヶ月以上の業務委託を中途解除や更新しないとした場合、少なくとも30日前までに予告をしなければならず、フリーランスから理由を求められた場合は契約満了日までに開示しなければなりません。

- ☐ 業務委託契約書に中途解除や契約満了に関する条項がある場合、30日前までの解除予告をする旨を記載している、又は契約担当者に予告が必要な旨を周知している

より詳しくお知りになりたい方へ

奈良労働局ホームページに掲載中のテキスト「フリーランス法のあらまし」をご参照ください。
右のテキスト表紙をクリックすると、PDF版がダウンロードできます。

